

○総務省告示第 号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年総務省令第〇号）の施行に伴い、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）は令和七年〇月〇日限り廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎